

基金情報

No. 58

平成18年11月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成18年度・主要事業概況

事項	10月末数	対前月増減数	事項	10月末数(累計)	
事業所数(件)	245	-1	年金掛金	調定額(円) 1,023,255,886	
加入員数(人)	男子	5,384	-22	収納額(円)	1,015,621,780
	女子	2,276	-27	収納率	99.25%
	計	7,660	-49	事務費掛金調定額(円)	43,326,732
平均標準給与月額(円)	男子	345,785	-41	資産運用	信託資産額(時価) 348億4,403万円
	女子	227,329	-86		修正総合利回り 0.55%
	計	310,589	137		ベンチマーク差 -0.20%
受給者数(人)	5,657	-6	慶弔金の支給件数・金額	55件 99万円	
平均年金額(円)	461,293	1,622	年金相談件数	612件	

年金資産運用委員会・開催される

11月13日、第53回の年金資産運用委員会が開催されました。

委員会においては、資産全体の運用状況の検証・評価が行われました。本年度に新たに組入れたファンドの検証も行われています。

運用状況の検証・評価にあたっては、コンサルタント(大和ファンド・コンサルティング)にも委員会への出席を求め、意見聴取がされました。

また、運用実績が低迷しているファンドにおける運用機関の出席をも求め、運用状況や今後の見通しについての説明を聴取しています。

超過収益が獲得された運用状況

資産全体の運用状況は、株式資産のスタイル分散などが図られ、超過収益が獲得されています。

運用実績	ベンチマーク	超過収益	平成16年度～ 平成18年9月実績
24.68%	- 21.55%	= 3.13%	

平成18年7月に新規に組入れたJ-REITもプラスに寄与しています。

ただ、資産別の運用では、国内債券において超過収益が獲得できていない状況(-1.79%)にあります。

この主な要因は、国内債券代替として組入れているロングショートの実績の低迷にあります。

ロングショート組替え見合わせ

ロングショートは、平成17年度の後半より低迷を続けており、直近の超過収益は-3%前後となっています。低迷要因は、市場の動向がショート面を悪化させていることにあります。

当ファンドは、計量モデルで、新たなファクターの組入れによる新モデルへの改良が行われており、当基金組入れから1年半の運用でもあり、しばらくの間注視することとなりました。

12月の事業予定

中旬～ 平成19年度予算(案)の編成

【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が見覧いただけるようご配慮方お願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>

老齢厚生年金の繰下げと 基金の給付について

年金制度の改正によって、平成19年4月1日から老齢厚生年金の繰下げ制度が施行されます。

この制度内容について、事業所の担当者などからご照会がありますので、これを踏まえた繰下げ制度のしくみと当基金の年金給付との関係について整理し、掲載することとしました。ただ、細部の取扱が未定であることや在職者の扱いが一部異なることもあり、基本的なしくみによる内容となっています。

繰下げ制度とはなにか

国の老齢厚生年金の支給は65歳からとなっており、本人の希望(申出)により支給開始年齢を遅らせる(繰下げる)ことができるようになりました。

何歳まで繰下げられるのか

繰下げは、65歳から70歳までの間で任意に申し出ることができます。

なお、繰下げは、老齢厚生年金の裁定請求を行う前(66歳に到達する前)に申出する必要があります。

申出をすると年金額が増えるのか

繰下げ申出者の年金額は、繰下げの年齢により増加率(現在未定)が乗じられますので、増額することとなります。

基金の年金給付についても繰下げできるのか

基金の年金給付も国の老齢厚生年金の支給を代行しているものですので、国と同様に繰下げの対象となります。

ただし、繰下げを行うか否かは基金の任意となっており、国に繰下げの申出を行った者に対して基金の年金については繰下げを行わないこともできます。この場合は、基金は繰下げ期間分の年金を余分に支給することとなり、財政負担が増すこととなります。

基金の上乗せ部分も繰下げできるのか

基金の上乗せ部分についても、繰下げをするか否かは基金の任意となっています。

上乗せ部分の繰下げを行わない場合は、代行部分が繰下げにより支給されない間も上乗せ部分の支給を行うこととなります。

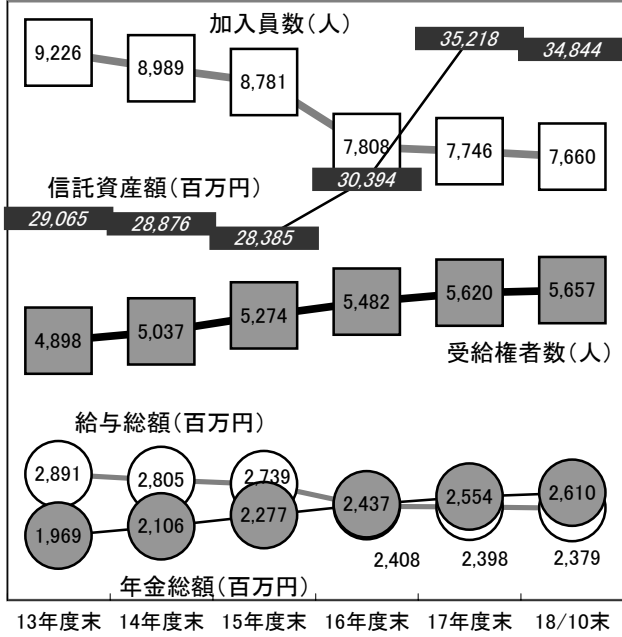
代行部分に併せて上乗せ部分の繰下げを行う場合は、その間、上乗せ部分は支給せず、申出の支給開始時に増加率を乗じて支給することとなります。

(基金の年金についての扱いは代議員会で決定されます。)

設立事業所の異動(規約変更関係等)・10月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
事業所削除	エイブル(株)	(脱退)	18.10.1
所在地変更	北海計量器(株)	千代田区内神田	18.10.30
事業主変更	柏洋硝子(株)	七島 徹	18.10.10

主要事業の推移



基金関連・動向と状況

東総基・現況届に関し要望

年金の支給に関しては、各年金制度(運営機関)とも年1回、年金受給者から「現況届」を提出していただき、支給の可否を確認することが義務付けられています。

現況届の処理は、全受給者について、用紙の送付・返送確認などその経費と事務量は多大なものとなっています。

この現況の確認に関し、社会保険庁はこのたび、住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)を活用することとなり、用紙送付の廃止、確認事務の軽減が図られました。

現況届の簡便化は、年金受給者の負担解消や厚生年金基金など運営機関の経費・事務軽減が図られます。

厚生年金基金には住基ネットの活用が制限されています。このため、東京都総合厚生年金基金協議会では、社会保険庁に対し、国の高齢厚生年金の支給を代行する厚生年金基金に対して住基ネットで確認されたデータ(情報)の提供を要望しました。

企業年金連合会・事務費負担の提示を凍結

企業年金連合会は、各基金に対し、財政難を理由として、各基金からの中途脱退者にかかる将来の年金支給に要する事務費負担を求めていました。事務費負担は40年要連合会において賄われており、突然の提示でもありました。

各基金においては、その負担は重く、負担すべき法的根拠も明確ではありません。また、事務費単価の積算内容も納得できるものではありませんでした。

総合基金においては、連合会の提示に反対し、その後の連合会の単価引下げや実施時期の延期などの提示にも再三にわたり同様の対応を図ってきました。

これに対し、連合会は、先般、事務費負担の凍結の意思表示をいたしました。

総合基金では、事務費負担が決定したものでないため凍結はおかしいとの主張の立場にはありますが、凍結解除の条件が厳しい内容でもあり、大方の了承をしています。

今後、連合会においては、総合基金の意見などを踏まえ、連合会の財政が連続して極めて悪化した場合に、改めて事務費負担の話し合いを求めるとの内容にて決着するものと想われます。

いずれにしても、連合会は、事務費負担の提示を白紙撤回すると同様な状態に置かれ、1年以上にわたる事務費問題の解決が図られました。

基金用語

【代議員・選挙】

代議員会

厚生年金基金には、重要事項を審議・決定する議決機関として、「代議員会」の設置が法律で義務付けられています。

代議員会は、規約の変更、予算、決算などの決定を行いますので、通常、予算代議員会と決算代議員会の年2回は開催することとなります。

このほか、必要に応じて、理事長が臨時代議員会を召集することができます。また、代議員定数の三分の一以上の代議員からの要求があった場合も臨時代議員会を開催することとなります。

代議員

代議員会を構成するのが「代議員」です。

代議員は、円満な基金の運営を行うため、「選定代議員」(事業主代表)と「互選代議員」(加入員代表)とに区別され、それぞれ定数の半数ずつを置くこととなっています。

代議員の定数は、加入員や事業所の数などを勘案して各基金が規約で定めることとなっています。当基金での定数は30名(次期選挙から適用)です。

代議員選出

代議員の任期は、3年となっていますので、3年毎に代議員の選出を行うこととなります。

代議員の選出の方法は、選定代議員と互選代議員によって異なります。

選定代議員は、各事業主が事業主の代表者を選定することにより選出します。

互選代議員は、選挙により選出することになっており、公示、立候補者の届出、投票などが行われますが、立候補者の数が定数を超えなかった場合は無投票当選となります。

現代議員の任期は平成19年5月31日までです。その日前30日以内に選挙が行われます。

年金資産の運用状況 修正総合利回り

<平成18年度>

